

1. 投資家制度の概要

従来の証券取引法においては、業者の行為規制（当社側の行為に対する規制）が、お客さまの属性にかかわらず一律に適用されましたが、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）において創設された『特定投資家制度』では、投資家を特定投資家（いわゆるプロ）と一般投資家（いわゆるアマ）に区分し、それぞれに異なる行為規制が適用されることとなっております。

具体的には、一般投資家のお客さまは、従来の証券取引法より強化された投資家保護を受ける一方、その知識・経験・財産の状況等から金融取引に係る適切なりスク管理を行うことが可能と考えられる特定投資家のお客さまへは、契約締結前の書面交付義務等の行為規制が適用除外となります。

なお、特定投資家のお客さまに対しても、損失補てん等の禁止等、市場の公正確保を目的とする行為規制に関しては、適用除外とはしないこととされています。

○特定投資家に対し、適用除外となる行為規制(抜粋)

- ・広告等の規制(金商法第37条)
- ・取引態様の事前明示義務(金商法第37条の2)
- ・契約締結前の書面交付義務(金商法第37条の3)
- ・契約締結時の書面交付義務(金商法第37条の4)
- ・書面による解除(金商法第37条の6)
- ・適合性の原則(金商法第40条1号)
- ・最良執行方針等を記載した書面の交付(金商法第40条の2第4項)
- ・有価証券を担保に供する行為等の制限(金商法第43条の4)

2. 投資家区分の移行について

金商法第34条の2第1項、第34条の3第1項及び第34条の4第1項の規定により、特定投資家と一般投資家の間を移行可能な投資家であるお客さまは、金融商品取引業者等に対し、対象となる金融商品取引契約の種類ごとに移行を申し出ることができます。なお、移行に際しては当社所定の手続きがあります。

○一般投資家に移行可能な特定投資家の範囲(内閣府令で定める法人)

- ・特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- ・金商法第79条の21に規定する投資者保護基金
- ・預金保険機構
- ・農水産業協同組合貯金保険機構
- ・保険業法第259条に規定する保険契約者保護機構
- ・資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社
- ・金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
- ・取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社
- ・金融商品取引業者又は金商法第63条第3項に規定する特例業務届出者である法人
- ・外国法人

○特定投資家に移行可能な一般投資家の範囲
(一般法人又は一定の基準を満たした個人)

<法人>

上記「一般投資家に移行可能な特定投資家の範囲」に記載された法人以外の法人。

<個人>

- ◆(1)匿名組合の営業者、(2)民法組合の業務執行組合員、(3)有限責任事業組合の重要な業務の執行の決定に関与し自ら執行する組合員のいずれかに該当し、出資の合計額が3億円以上かつ移行の申し出について全構成員の同意があるもの。
- ◆(1)選択される種類の契約に関し、当社との取引経験が1年以上あること、(2)取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけるご本人の純資産が3億円以上と見込まれること、(3)取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における投資性のある金融資産が3億円以上と見込まれること、以上(1)~(3)のすべてを満たした個人。

3. 移行の対象となる金融商品取引契約の種類について

当社で取扱う契約の種類は「有価証券関係」と「デリバティブ取引関係」です。
お客さまに、上記契約ごとに移行をご選択いただきます。

4. 特定投資家から一般投資家への移行について

お申し出をいただき、当社で承諾させていただいた後、お客さまを一般投資家としてお取扱いいたします。

※ 特定投資家から一般投資家に移行された場合、お客さまから特定投資家へ復帰のお申し出がない限り、一般投資家としてお取扱いいたします。

※ お客さまは承諾日以後、いつでも当社に対し、再び特定投資家として取扱うよう申し出ることができます。

5. 一般投資家から特定投資家への移行について

特定投資家へ移行することにより、当社が行うべき契約締結前の書面交付義務・適合性原則などの行為規制が適用除外となることから、お手続きにあたり、特定投資家へ移行することの留意点を当社からご説明させていただきますが、投資家保護の観点から移行申し出をお受けできない場合があります。

また、お手続きにあたり、お客さまから「同意書」をご提出いただきます。「同意書」は法令で定められた書面です。ご提出いただけない場合には移行のお手続きができませんので、予めご了承ください。

移行手続き完了後、当社はお客さまを特定投資家としてお取扱いいたします。

※ お客さまは承諾日以後いつでも当社に対し、再び一般投資家として取扱うよう申し出ることができます。

6. 期限日について

(1) 特定投資家から一般投資家への移行の場合：お客さまより特定投資家への復帰の申し出があるまでは一般投資家としてのお取扱いを継続いたします。

(2) 一般投資家から特定投資家への移行の場合：お客さまの申し出により、当社が移行を承諾させていただいた日（承諾日）から1年以内に到来する3月31日、9月30日のいずれか遅い日になります。

7. その他ご留意事項について

(1) 特定投資家から一般投資家へ移行されているお客さまにおかれては、更新手続の必要はありません。

※ 平成22年4月以降更新手続または新たにお手続をいただいたお客さまに限ります。

(2) 一般投資家から特定投資家へ移行されているお客さまにおかれては、更新の申し出がない場合、期間日以降は移行手続き前の一般投資家としてお取扱いすることになりますのでご注意ください。

なお、更新を希望される場合は、別途所定の手続を行っていただきます。

お手続き等の詳細につきましては当社担当者までお申し出ください